

令和3年3月30日

高知県農業協同組合に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、高知県農業協同組合（以下「ＪＡ高知県」といいます。）に対し、同組合が供給する米に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第５条第１号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

１ 違反行為者の概要

名 称 高知県農業協同組合（法人番号 2490005003492）  
所 在 地 高知市五台山５０１５番地１  
代 表 者 代表理事 秦泉寺 雅一  
設立年月 平成７年４月  
出 資 金 １１０億８９４万８０００円（令和３年３月現在）

２ 措置命令の概要

（１）対象商品

ＪＡ高知県が供給する「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量３０ｋｇの袋詰玄米及び内容量５ｋｇの袋詰精米、「特別栽培米 仁井田米 にこまる」と称する内容量１０ｋｇの袋詰玄米並びに「特別栽培米 仁井田米 香米入り」と称する内容量５ｋｇの袋詰精米の各商品（以下これらを併せて「本件４商品」という。）

（２）対象表示

ア 表示の概要

（ア）表示媒体

容器包装

（イ）表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

（ウ）表示内容（別紙１ないし別紙４）

例えば、「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量３０ｋｇの袋詰玄米の容器包装において、「特別栽培米」、「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」及び「節減対象農薬：当地比５割減 化学肥料（窒素成分）：当地比５割減」並びに「農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より５０％以下に抑えたお米です」と表示するなど、本件４商品について、別表「表示

期間」欄記載の期間に、当該商品の容器包装において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件４商品には、農林水産省のガイドラインにのっとり、その生産地の一般的な栽培方法に比して使用する農薬及び化学肥料を５割減らした栽培方法により生産された特別栽培米が使用されているかのように示す表示をしていた。

イ 実際

本件４商品には、**別表**「慣行栽培米の使用状況」欄記載のとおり、その全部又は一部について、農林水産省が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成４年１０月１日４食流第３８８９号）にのっとり栽培方法により生産された特別栽培米ではなく、高知県内における一般的な栽培方法により生産された慣行栽培米（高知県知事が策定した「高知県農作物栽培慣行基準」〔平成２９年６月２８日策定〕の水準で生産された米をいう。）が使用されていた。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件４商品の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 ０３（３５０７）９１４４

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所取引課

電 話 ０８７（８１１）１７５４

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/shikoku/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/)

## 別表

| 商品                                  | 表示期間                                 | 表示内容                                                                                                                                                                                               | 慣行栽培米の使用状況 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量 30kg の袋詰玄米      | 令和元年 11 月 8 日頃から令和 2 年 10 月 20 日までの間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「特別栽培米」</li> <li>「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」、「節減対象農薬：当地比 5 割減 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減」</li> <li>「農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より 50%以下に抑えたお米です」</li> </ul> (別紙 1)            | 全部         |
| 「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量 5kg の袋詰精米       | 令和 2 年 1 月 17 日頃から同年 6 月 16 日頃までの間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「特別栽培米 仁井田米」</li> <li>「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」、「節減対象農薬：当地比 5 割減 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減」</li> </ul> (別紙 2)                                                  | 一部         |
| 「特別栽培米 仁井田米 にこまる」と称する内容量 10kg の袋詰玄米 | 令和元年 11 月 9 日頃から令和 2 年 10 月 20 日までの間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「特別栽培米」</li> <li>「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」、「節減対象農薬：当地比 5 割減(使用回数) 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減」</li> </ul> (別紙 3)                                                 | 全部         |
| 「特別栽培米 仁井田米 香米入り」と称する内容量 5kg の袋詰精米  | 令和 2 年 10 月 8 日頃から同年 11 月 6 日頃までの間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「特別栽培米 仁井田米」</li> <li>「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」、「節減対象農薬：当地比 5 割減(使用回数) 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減」</li> <li>「農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より 50%以下に抑えたお米です」</li> </ul> (別紙 4) | 全部         |



農林水産省新ガイドラインによる表示

**特別栽培米**

節 減 対 象 農 薬：当地比5割減  
 化学肥料(窒素成分)：当地比5割減  
 栽培責任者 西 充  
 住 所 高知県高岡郡四万十町東川角乙39  
 連 絡 先 TEL:0880-22-2611  
 確認責任者 高知県農業協同組合 四万十支所  
 住 所 高知県高岡郡四万十町東大奈路字丸山513  
 連 絡 先 TEL:0880-22-3586

農薬の使用状況についてはホームページをご覧ください  
<https://ja-kochi.or.jp/tokusai/>

農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より50%以下に抑えたお米です

| 名称    | 玄 米                                                       |      |     |
|-------|-----------------------------------------------------------|------|-----|
|       | 産 地                                                       | 品 種  | 年 産 |
| 原料玄米  | 単一原料米<br>高知県四万十町                                          | にこまる | 年   |
| 内容量   | 30kg                                                      |      |     |
| 調整年月日 |                                                           |      |     |
| 販売者   | 高知県農業協同組合 四万十支所<br>高知県高岡郡四万十町東大奈路字丸山513<br>☎ 0120-844-015 |      |     |

# 特別栽培米 5kg

エコ栽培米生産部会のみなさん!

みんなで田植え!

親子で体験 田植え＆稲刈り!

豊作!稲刈り!!

仁井田米の産地である  
四万十町の中山間地域は、  
年間を通して昼夜の寒暖差が  
大きい特長があります。  
この仁井田米は、  
日本最後の清流四万十川の  
綺麗な水と澄み切った  
空気の中で育った  
お米です。

5kg

# 特別栽培米 仁井田米 5kg

## 食育への取り組み



「食」は人が元気で生活する基本です。  
そして、「農」はその根底をささえています。  
生産者と販売者が協力し、農業体験を通して  
食育活動を行っています。



### 農業体験



### 稲刈り

食につながる様々なことに  
取り組んでいます！

みんなで  
田んぼ作業！

### 体験 記録



### 芋掘り 体験



### お米の保存方法

①米の保管容器はいつも  
清潔にしてください。  
(糠等が付着していると  
虫、カビ発生の原因に  
なります。)



②直射日光を避け、出来る  
だけ涼しい場所で保管  
して下さい。



③湿度の高い所での保管  
はやめて下さい。  
(気温が20℃以上で湿度  
が高いと虫害・カビ等の  
発生原因ともなります。)



農林水産省新ガイドラインによる表示

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 栽培責任者 | 西 充                        |
| 住所    | 高知県高岡郡四万十町東川角乙39           |
| 連絡先   | TEL 0880-22-2611           |
| 確認責任者 | 高知県農業協同組合 四万十営農経済センター 販売課  |
| 住所    | 高知県高岡郡四万十町東大寺路字丸山513       |
| 連絡先   | TEL 0880-22-3586           |
| 精米確認者 | 高知県農業協同組合 高農販売事業本部 パールライス課 |
| 住所    | 高知県南国市大浦甲25番地              |
| 連絡先   | TEL 088-864-0088           |

節減対象農薬の使用状況 HPアドレス

<https://ja-kochi.or.jp/tokusai/>

| 名 称       | 精 米                                           |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 原 料 玄 米   | 産 地 品 種 産 年                                   |
|           | 単 一 原 料 米                                     |
|           | 高知県四万十町 に こ ま る 反 対 面 下 部 記 載                 |
| 内 容 量     | 5kg                                           |
| 精 米 年 月 日 | 反 対 面 下 部 記 載                                 |
| 販 売 者     | 高知県農業協同組合<br>高知県南国市大浦甲25番地<br>電話(088)864-0088 |

PL法に基づく表示

警告・空袋を、幼児や子供が破って遊ぶと、窒息などの  
危険が伴います。  
・空袋は、幼児や子供の手の届かない所に保管して  
下さい。  
注意・この袋は可燃物ですので、火のそばに置かないで  
下さい。  
・米袋には指定物以外の品物を入れないで下さい。  
・袋の角等が硬くなりケガをする場合がありますの  
でお気を付けて下さい。



4 908730 054484



特別栽培米

高知県四万十町産

にこまる



10kg 玄米



農林水産省新ガイドラインによる表示

**特別栽培米**

節 減 対 象 農 薬：当地比5割減(使用回数)  
 化学肥料(窒素成分)：当地比5割減

栽培責任者 高知県高岡郡四万十町寺野 弘田 重久  
 連絡先 TEL (0880) 22-2974

確認責任者 高知県高岡郡四万十町東大奈路字丸山513  
 四万十農業協同組合 販売推進課  
 連絡先 TEL (0880) 22-3586

精米確認者 高知県高岡郡四万十町東大奈路字丸山513  
 四万十農業協同組合 販売推進課  
 連絡先 TEL (0880) 22-3586

農薬の使用状況についてはホームページをご覧ください  
<http://www.shimanto-ja-kochi.or.jp/nidamai.html>

| 名 称   | 玄 米                                                       |     |     |      |
|-------|-----------------------------------------------------------|-----|-----|------|
|       | 産 地                                                       | 品 種 | 産 年 | 使用割合 |
| 原料玄米  | 単一原料米 に こ ま る<br>高知県四万十町<br>表示欄裏面右下記載100%                 |     |     |      |
| 内 容 量 | 10kg                                                      |     |     |      |
| 調製年月日 | 表示欄裏面右下記載                                                 |     |     |      |
| 販 売 者 | 高知県農業協同組合 四万十支所<br>高知県高岡郡四万十町東大奈路字丸山513<br>☎ 0120-844-015 |     |     |      |



特別栽培米

特別栽培米

仁井田米

特別栽培米

仁井田米

四万十の清流と豊かな大地  
朝霧の中で育ちました。

JA高知県  
四万十支所

清流四万十川で  
育った  
香米入り  
JA

5kg

特別栽培米 仁井田米

## ⚠ 水濡れにはくれぐれもご注意ください。✳

封入や運搬等の都合上、袋裏面には小さな空気穴処理を施しています。  
空気穴から水が浸透し、カビの発生原因となりますので、お取り扱いにはご注意ください。

# お米は保存が大切!

袋のままお米を保存すると、虫やカビの発生や臭いがつく原因となります。  
必ず、お米は袋から保存容器に移して保存して下さい。



上手なお米  
の  
保存方法

- ヒビ割れ防止
- 保存容器は清潔に

フタのある保存容器で、直射日光を避けて涼しい場所に保存して下さい。  
高温になると虫が発生することがあります。保存容器はこまめに清掃して下さい。

## 仁井田米の由来

四万十町(旧窪川町)の米づくりは、今から約400年前の江戸時代初期より盛んになってきたと伝えられています。「仁井田」の地名は古く、山内一豊公が土佐をご巡回した記録の中にこの地域が「仁井田郷」と呼ばれていたことが記されております。「仁井田」は新田開発をした場所に付けられる地名であることが多く、古くから米づくりが盛んであったことを示しています。現在は四万十町(旧窪川町)の台地部で栽培されたお米を総称して「仁井田米」と呼ばれています。

### 農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米  
節減対象農薬：当地比5割減(使用回数)  
化学肥料(窒素成分)：当地比5割減  
栽培責任者 西 充  
住 所 高知県高岡郡四万十町東川角乙39  
連絡先 TEL 0880-22-2611  
確認責任者 高知県農業協同組合 四万十支所 販売課  
住 所 高知県高岡郡四万十町東大奈路字丸山513  
連絡先 TEL 0880-22-3586  
精米確認者 高知県農業協同組合 四万十支所 販売課  
住 所 高知県高岡郡四万十町東大奈路字丸山513  
連絡先 TEL 0880-22-3586

農薬の使用状況についてはホームページをご覧ください  
<https://ja-kochi.or.jp/tokusai/>

農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より50%以下に抑えたお米です

| 名称   | 精 米                  |      |           |      |
|------|----------------------|------|-----------|------|
|      | 産 地                  | 品 種  | 産 年       | 使用割合 |
| 原料玄米 | 複数原料米                |      |           |      |
|      | 国内産                  |      |           |      |
|      | 高知県四万十町              | にこまる | 表示欄裏面右下記載 | 9割   |
|      | 高知県四万十町              | ヒエリ  | 表示欄裏面右下記載 | 1割   |
| 内容量  | 5kg                  |      |           |      |
| 精米時期 | 表示欄裏面記載              |      |           |      |
| 販売者  | 高知県農業協同組合 四万十支所      |      |           |      |
|      | 高知県高岡郡四万十町東大奈路字丸山513 |      |           |      |
|      | ☎ 0120-844-015       |      |           |      |



908735 720063

PL法に基づき

【表示】この袋に封入されたお米が、産地、産年、品種、等級、品質、重量、内容量、使用割合、表示欄裏面記載の通りであることを保証します。

【注意】袋には指定された以外の表示をしていないで下さい。表示欄裏面記載の通りであることを保証します。

【お問い合わせ】お米の品質、お米の産地、お米の産年、お米の品種、お米の等級、お米の重量、お米の内容量、お米の使用割合、お米の表示欄裏面記載の通りであることを保証します。

● お買い求めの際は、お早めにお召し上がり下さい。お米には安全を期していますが、万一製品にお気づきの点がございましたらご連絡下さい。



ASAHI PAC  
No.910 SFMPE シルベオ米  
高知県農業協同組合 四万十支所 販売課

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### （措置命令）

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

## 2 （省略）

**（報告の徴収及び立入検査等）**

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

**（権限の委任等）**

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

**○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）**

（平成二十一年政令第二百十八号）

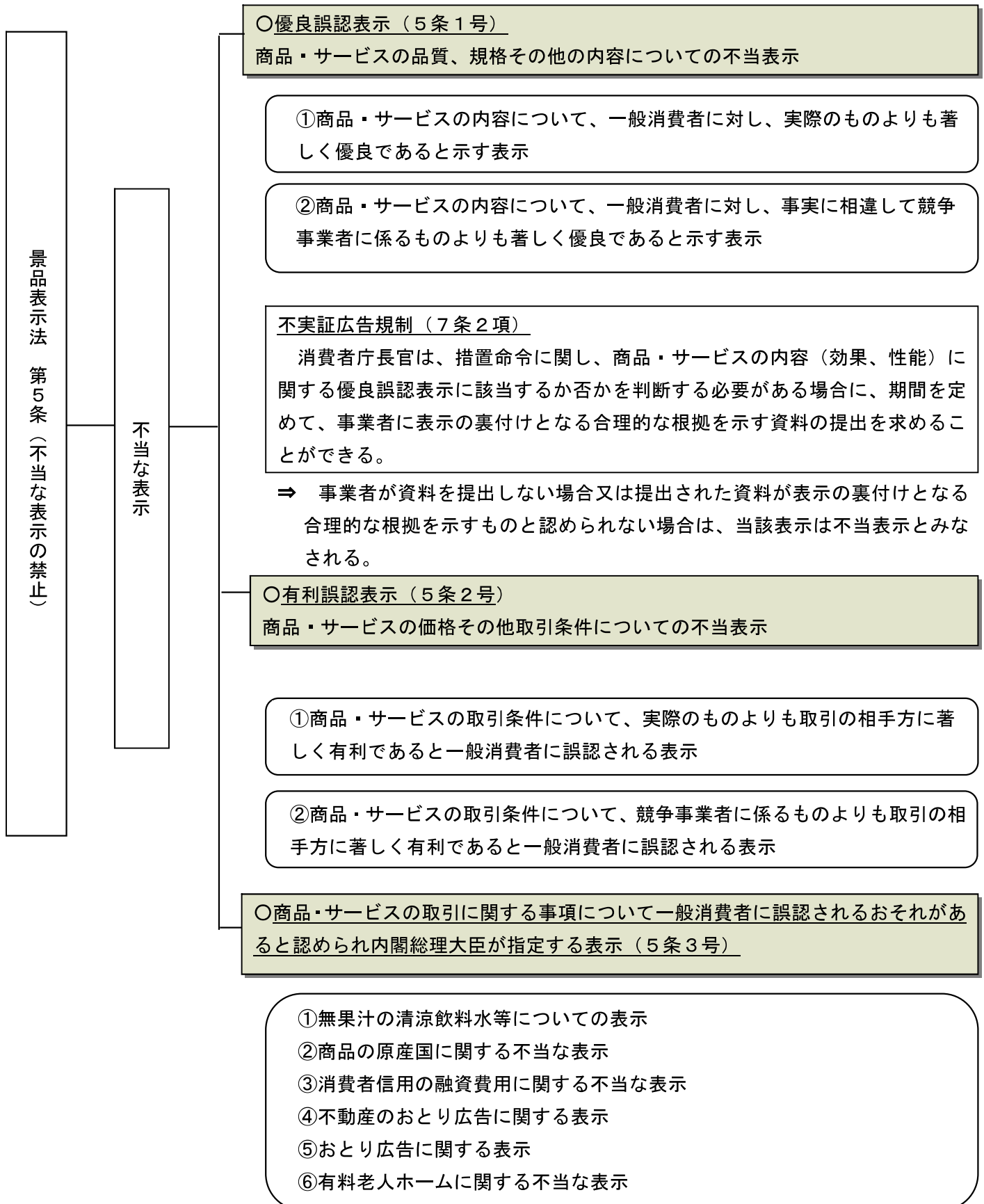
**（消費者庁長官に委任されない権限）**

**第十四条** 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

**（公正取引委員会への権限の委任）**

**第十五条** 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

## 景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第488号

令和3年3月30日

高知県農業協同組合

代表理事 秦泉寺 雅一 殿

消費者庁長官 伊藤 明子

(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴組合は、貴組合が供給する「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量30kgの袋詰玄米及び内容量5kgの袋詰精米、「特別栽培米 仁井田米 にこまる」と称する内容量10kgの袋詰玄米並びに「特別栽培米 仁井田米 香米入り」と称する内容量5kgの袋詰精米の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴組合は、貴組合が一般消費者に販売する本件4商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴組合は、本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量30kgの袋詰玄米について、令和元年11月8日頃から令和2年10月20日までの間、当該商品の容器包装において、「特別栽培米」、「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」及び「節減対象農薬：当地比5割減 化学肥料（窒素成分）：当地比5割減」並びに「農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より50%以下に抑えたお米です」と表示するなど、本件4商品について、別表「表示期間」欄記載の期間に、当該商品の容器包装において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件4商品には、農林水産省のガイドラインにのっとり、その生産地の一般的な栽培方法に比して使用する農薬及び化学肥料を5割減らした栽培方法により生産された特別栽培米が使用されているかのようを示す表示をしていたこと。

- (イ) 実際には、本件4商品には、別表「慣行栽培米の使用状況」欄記載のとおり、その

全部又は一部について、農林水産省が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成４年１０月１日４食流第３８８９号）にのっとり栽培方法により生産された特別栽培米ではなく、高知県内における一般的な栽培方法により生産された慣行栽培米（高知県知事が策定した「高知県農作物栽培慣行基準」〔平成２９年６月２８日策定〕の水準で生産された米をいう。以下同じ。）が使用されていたこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件４商品の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴組合は、今後、本件４商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴組合の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴組合は、今後、本件４商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴組合は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## ２ 事実

- (1) 高知県農業協同組合は、高知市五台山５０１５番地１に主たる事務所を置き、農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）の規定に基づき設立され、主要食糧及び農産物の共同販売、共同仕入又は共同保管等を営む事業者である。
- (2) 高知県農業協同組合は、本件４商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) 高知県農業協同組合は、本件４商品に係る容器包装の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 高知県農業協同組合は、本件４商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量３０ｋｇの袋詰玄米について、令和元年１１月８日頃から令和２年１０月２０日までの間、当該商品の容器包装において、「特別栽培米」、「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」及び「節減対象農薬：当地比５割減 化学肥料（窒素成分）：当地比５割減」並びに「農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より５０％以下に抑えたお米です」と表示するなど、本件４商品について、別表「表示期間」欄記載の期間に、当該商品の容器包装において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件４商品には、農林水産省のガイドラインにのっとり、その生産地の一般的な栽培方法に比して使用する農薬及び化学肥料を５割減らした栽培方法により生産された特別栽培米が使用されているかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件４商品には、別表「慣行栽培米の使用状況」欄記載のとおり、その全部又は一部について、農林水産省が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」にの

つとった栽培方法により生産された特別栽培米ではなく、高知県内における一般的な栽培方法により生産された慣行栽培米が使用されていた。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、高知県農業協同組合は、自己の供給する本件4商品の取引に関し、それぞれ、本件4商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

#### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

#### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

| 商品                                  | 表示期間                                 | 表示内容                                                                                                                                                                                                    | 慣行栽培米の使用状況 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量 30kg の袋詰玄米      | 令和元年 11 月 8 日頃から令和 2 年 10 月 20 日までの間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別栽培米」</li> <li>・「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」、「節減対象農薬：当地比 5 割減 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減」</li> <li>・「農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より 50%以下に抑えたお米です」</li> </ul> (別添写し 1)            | 全部         |
| 「特別栽培米 仁井田米」と称する内容量 5kg の袋詰精米       | 令和 2 年 1 月 17 日頃から同年 6 月 16 日頃までの間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別栽培米 仁井田米」</li> <li>・「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」、「節減対象農薬：当地比 5 割減 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減」</li> </ul> (別添写し 2)                                                   | 一部         |
| 「特別栽培米 仁井田米 にこまる」と称する内容量 10kg の袋詰玄米 | 令和元年 11 月 9 日頃から令和 2 年 10 月 20 日までの間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別栽培米」</li> <li>・「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」、「節減対象農薬：当地比 5 割減(使用回数) 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減」</li> </ul> (別添写し 3)                                                  | 全部         |
| 「特別栽培米 仁井田米 香米入り」と称する内容量 5kg の袋詰精米  | 令和 2 年 10 月 8 日頃から同年 11 月 6 日頃までの間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別栽培米 仁井田米」</li> <li>・「農林水産省新ガイドラインによる表示」欄に「特別栽培米」、「節減対象農薬：当地比 5 割減(使用回数) 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割減」</li> <li>・「農薬・化学肥料を高知県慣行栽培より 50%以下に抑えたお米です」</li> </ul> (別添写し 4) | 全部         |